

# 供述調書作成実務必携

## 〔第2版〕

～地域警察官から刑事警察官まで～

地域・刑事実務研究会 編

立花書房

## 第 2 版 監修のことば

本書（初版）は、東京区検上席検察官（当時）の職にあった宮田正之先生が編著したもので、平成 26 年 11 月に刊行されました。

それ以来、本書は、第一線の地域・刑事警察官等から広く活用されていましたが、刊行から 6 年余を経過したことから、この度、改訂の運びとなりました。

改訂に当たっては、初版における宮田先生の基本的思考を尊重しつつも、司法制度等の変化に対応できるように記載内容を充実させるとの方針の下、本職が監修し、栗原副検事が執筆を担当しました。

まず、本書（第 2 版）の構成・記載内容について概観してみます。

第 1 編「供述調書記載要領」では、捜査官として当然身に付けていなければならない捜査の基本を丁寧に解説しています。

取調べに当たっての捜査官の心構えから始まり、録音・録画下における取調べ、黙秘する被疑者の取調べ、知的障害を有する被疑者の取調べ等にも言及しており、第一線で捜査に従事する警察官が日頃直面する種々の取調べについて、筆者の体験を織りまぜるなどして詳細に留意点等を説明しています。

第 2 編以下が、供述調書記載例の各論となっています。

第 2 編以下で取り上げている罪種は、窃盗、詐欺、業務上横領等の財産犯、暴行、傷害、公務執行妨害等の粗暴犯のほか、軽犯罪法違反、覚醒剤取締法違反、迷惑防止条例違反罪等の特別法犯です。これらは、地域警察官、刑事警察官が現場でよく取扱う罪種であり、また、供述調書の記載例の総数は 114 件と相当な数に上っていますので、実務の要請に十分応えられる罪種・記載例数であると思います。

第 2 編の特徴は、単元の冒頭で、当該犯罪の判例、学説等を解説していることです。本書を利用するに当たって、この記載部分を併せて読めば、当該犯罪の基本的な法律知識を習得、確認できる仕組みになっています。

また、各記載例には、「検察官の目」と題する注釈を付し、検察官の立場から特に留意してほしい事柄を端的に指摘しています。

捜査においては、客観証拠の収集・保全が重要です。それとともに、被疑者の取調べが重要であることは言うまでもありません。事案の真相を一番知っているのは、真犯人である被疑者ですので、被疑者に真実を語らせることが、実体的真実解明のためには不可欠です。

本書の書名は「供述調書作成実務必携」ですが、本書は、供述調書の記載方法を紹介した技術的な解説書に止まらず、「被疑者に真実を語らせる」ためにはどのような取調べが必要なのか、検察官の視点で書かれています。

特に、第1編は、最新の取調べ理論に基づいた内容となっているので、熟読されることをお奨めします。

本書の編著を担当した栗原副検事は、10年以上にわたり捜査・公判実務に携わっており、豊富な捜査経験を有しています。栗原副検事の卓越した捜査能力には、事件担当の警察官から絶大な信頼が寄せられていると聞いています。

優秀な実務家である栗原副検事の視点において編著された本書が、第一線の現場において捜査に従事する多くの警察官の執務のお役に立つことを心から願っています。

東京区検察庁公判部長 木村昇一（監修：地域・刑事実務研究会顧問）

## 第 2 版 は し が き

本書の原著は、平成 26 年に元東京区検察庁総務部長宮田正之先生の編著作であり、多くの地域・刑事警察官に愛された名著である。

かつて宮田先生の指導を受けた私が、今回、第 2 版を執筆させていただくことは、光栄の極みであり、身の引き締まる思いである。

刑事事件は、社会情勢の変化に伴い、その態様に変化を生じている。また、刑事司法も法改正や司法制度改革などにより、常に変化している。

そこで第 2 版では、宮田先生の考え方を踏襲しつつも、社会情勢の変化などに対応すべく必要な改訂を加えることとした。

原著にあった書式等については、他の書籍に譲り、本書は、刑事事件の取調べのあり方や地域・刑事警察官が実務で接することの多い罪名を主に、構成要件の解説だけでなく、実務的な捜査のポイントについて、「Point」という項目を設けて解説を掲載した上、さらに検察官の視点から実務的な捜査や調書作成の注意点について「検察官の目」という項目で解説を掲載し、捜査実務の注意点を明示することとした。

さらに具体的な供述調書の記載例を掲載することにより、より一層の内容の充実を図っている。

また、各論部分の掲載順についても、刑法等条文の順番にこだわらず、窃盗の後に窃盗と同時処理されることが多い、侵入等を掲載したり、暴行、傷害、脅迫などの後に、これらを構成要件の一部とする公務執行妨害や暴力行為等処罰に関する法律違反などを掲載することにより、実務において使用する頻度が高い、関連する犯罪を継続して閲覧できるようにした。

掲載している供述調書の例は、現場の実務に即した記載例・事例を中心にまとめたものであるから、供述調書例としては、必ずしも見本とならないものもあるが、原著と同様に、供述調書の記載例としての分析や検討の材料などとして活用いただけるようにした。

本書が、現場で活躍する警察官の日々の実務のお役に立てれば、望外の喜びである。

なお、本書の出版に当たり、東京区検察庁木村昇一公判部長からご指導やご配慮を頂いたことに感謝申し上げたい。

さらに，立花書房出版部の馬場野部長及び中埜係長にも，企画，編集などで大変御苦勞をおかけしたので，この場を借り，感謝申し上げます。

令和 2 年 12 月

地域・刑事実務研究会顧問 栗原伸一（東京地方検察庁立川支部検察官）

# はじめに

司法警察職員は犯罪が発生した場合、直ちに捜査に着手し、犯人を検挙して事件を検察官に送致するが、その過程において、数多くの書類を作成した上で検察官に送致することとなる。

これらの書類を作成する最終的な目的として、それを証拠として検察官が事件の適正な評価・処理を行い、その書類を裁判所に提出し適正な刑罰権の行使・実現を図り、社会秩序を維持するため、すなわち国民が望んでいる社会の「本当の安全・安心」を獲得するため、ということである。

捜査書類の作成者は、それを確認する上司だけでなく、検察官・裁判官・裁判員等の「第三者がその書類を見て、何があって何が起きたのかということを理解できるようにすることが大前提である」ということを理解しておかねばならない。勿論、内容に不備や誤り等があってはならず、裁判の終局まで用いることを念頭に、公判維持に耐えうる書類を作成しなければならないことは、言うまでもない。

捜査書類の多くは、書式が定型の様式として定められており、記載する内容は事件ごとに異なっている。そのため、捜査を遂げた結果をいかに、捜査書類として記載・作成すべきか、また、捜査の過程で被疑者や参考人をいかに取り調べ、その供述内容・部分をどのように供述調書に録取していくか等について、日々、第一線で働く司法警察職員の方々は苦勞していると思われる。

本書『供述調書作成実務必携 ～地域警察官から刑事警察官まで～』は、関連する供述調書関係の書籍を分析・参考にした上で、現場の実務に即した供述調書記載例・事例を中心に解説を加えてまとめたものである。中には、供述調書例としてはあまり良くないものや参考にしてほしくないものもあるが、それらは分析・検討の材料として使用している。

なお、筆者らの経験から書式や記載例の多くは、東京方式を例にとっているし、紙面の都合から多少変形させている部分もあるので、地元地検との合意の下に運用されている書類等と記載・運用例や書式の形式等において差が生ずる場合には、本書を参考資料とし、適宜、各道府県警察の記載・運用例に従って頂きたい。

本書は、供述調書の録取・作成になれていない新人警察官からベテランに至るまで、交通専務警察分野を除く、幅広い層の司法警察職員のために、企画された(注：交通専務警察官には、『新交通事件供述調書記載例集第4版』(木村昇一編著)をお薦めする。)

広く現場で活用され、第一線の警察官の方々のお役に立つことができれば、望外の喜びである。

最後に、本書の出版に当たり、いつものように貴重な時間を割いて協力して下さった裁判官・検察官・警察官の方々をはじめ、東京地方検察庁村川伊和生副検事や立花書房出版部馬場野武次長には、本書の企画から編集、校正・校閲等に至るまで、同部濱崎寛美係長や同部本山進也参与等には、内容の校正等で大変お世話になった。

この場を借りて厚く御礼申し上げる。

平成 26 年 10 月

地域・刑事実務研究会顧問 宮田正之 (元東京区検察庁上席の検察官)

# 凡 例

## 【判例集等略語】

|      |                      |
|------|----------------------|
| 刑 録  | 大審院刑事判決録             |
| 刑 集  | 大審院刑事判例集             |
| 刑 集  | 最高裁判所刑事判例集           |
| 裁判集  | 最高裁判所裁判集刑事           |
| 高刑集  | 高等裁判所刑事判例集           |
| 東高時報 | 東京高等裁判所刑事判決時報        |
| 高検速報 | 高等裁判所刑事裁判速報（各高等検察庁編） |
| 判決特報 | 高等裁判所刑事判決特報          |
| 裁判特報 | 高等裁判所刑事裁判特報          |
| 下刑集  | 下級裁判所刑事裁判例集          |
| 刑裁月報 | 刑事裁判月報               |
| 刑 資  | 刑事裁判資料               |
| 新 聞  | 法 律 新 聞              |
| 裁 時  | 裁判所時報                |
| 判 時  | 判 例 時 報              |
| 判 タ  | 判例タイムズ               |

## 参 考 文 献

地域・刑事実務研究会編

『捜査手続実務必携～擬律判断から捜査書類作成まで～』

(立花書房, 2011 年)

地域・刑事実務研究会編

『第一線捜査書類作成実務必携～書式記載要領から具体的記載例まで～』

(立花書房, 2018 年)

地域・刑事実務研究会編

『地域警察官実務必携～一件書類作成から犯罪事実記載等まで～』

(立花書房, 2019 年)

大塚仁・河上和雄・中山善房・古田佑紀編

『大コンメンタール刑法〔第3版〕』全13巻

(青林書院, 2013 年～2019 年)

城祐一郎『盗犯捜査全書—理論と実務の詳解—』(立花書房, 2016 年)

城祐一郎『殺傷犯捜査全書—理論と実務の詳解—』

(立花書房, 2018 年)

伊藤榮樹原著・勝丸充啓改訂『軽犯罪法〔新装第2版〕』

(立花書房, 2013 年)

伊藤榮樹原著・法務省刑事局法令研究会編著

『証拠収集の実際〔全訂〕——証拠の集め方・考え方』

(東京法令出版, 1997 年)

# 供述調書作成実務必携〔第2版〕 ～地域警察官から刑事警察官まで～

## <目 次>

第2版 監修のことば

第2版 はしがき

はじめに

凡 例

参考文献

## 第1編 供述調書記載要領

### 第1章 基本の在り方について

|   |                   |   |
|---|-------------------|---|
| 1 | 捜査の基本             | 2 |
| 2 | 実体的真実の発見（事案の真相解明） | 2 |
| 3 | 取調べの基本            | 3 |
| 4 | 被疑者の取調べの基本        | 4 |
| 5 | 取調べの高度化           | 5 |

### 第2章 取調べの留意事項について

|   |                 |    |
|---|-----------------|----|
| 1 | 被疑者の弁解          | 7  |
| 2 | 被疑者の迎合          | 7  |
| 3 | 取調べの際のマスク着用の弊害  | 8  |
| 4 | 録音録画下の取調べ       | 9  |
| 5 | 黙秘する被疑者の取調べ     | 12 |
| 6 | 精神障害を有する被疑者の取調べ | 13 |
| 7 | 知的障害を有する被疑者の取調べ | 14 |
| 8 | 高齢被疑者の取調べ       | 14 |

### 第3章 供述調書作成上の留意事項について

|                 |    |
|-----------------|----|
| 1 供述調書の録取       | 15 |
| 2 供述調書に使用する用語   | 16 |
| 3 供述調書に使用する言葉   | 17 |
| 4 供述調書の記載内容     | 18 |
| 5 具体的な状況の録取について | 19 |
| 6 供述調書記載例       | 21 |

### 第4章 被疑者供述調書作成上の留意事項について

|                                              |    |
|----------------------------------------------|----|
| 1 被疑者の取調べについて                                | 24 |
| 2 事件の要点，問題点について深みのある調書を作成する                  | 24 |
| 3 事実を法的に構成するために何の条文に該当するのかを<br>念頭に置いて調書を作成する | 25 |
| 4 内容は具体的・詳細に聴取する                             | 25 |
| 5 供述者の記憶の程度を明確に表現して調書化する                     | 26 |
| 6 「認識」「理解・判断」「行動」の順でその内容を明らかにする              | 27 |
| 7 必ず自白の吟味を行う                                 | 28 |
| 8 説得力のある調書を作成する                              | 29 |
| 9 良い調書を作るには                                  | 29 |

### 第5章 被疑者供述調書記載要領について

|                 |    |
|-----------------|----|
| 1 被疑者供述調書       | 32 |
| 2 被疑者供述調書の基本と書式 | 32 |
| 3 被疑者供述調書の記載    | 35 |

### 第6章 参考人供述調書記載要領について

|           |    |
|-----------|----|
| 1 参考人供述調書 | 44 |
| 2 参考人の取調べ | 44 |

### 第7章 特殊な供述調書記載要領について

|                     |    |
|---------------------|----|
| 1 黙秘権を行使した場合        | 45 |
| 2 面割り調書作成の場合        | 46 |
| 3 図面添付の調書を作成する場合    | 49 |
| 4 一覧表を添付する場合        | 52 |
| 5 問答式調書を作成する場合      | 53 |
| 6 供述に変遷がある調書を作成する場合 | 55 |

## 第8章 被疑者供述調書記載事項について

|    |                      |    |
|----|----------------------|----|
| 1  | 人 定 欄                | 57 |
| 2  | 本 籍 欄                | 57 |
| 3  | 住 居 欄                | 58 |
| 4  | 職 業 欄                | 59 |
| 5  | 電 話 欄                | 60 |
| 6  | 氏 名 欄                | 60 |
| 7  | 生年月日欄                | 61 |
| 8  | 被疑事件・年月日・場所・供述拒否権告知欄 | 61 |
| 9  | 作成年月日等               | 61 |
| 10 | 出 生 地 欄              | 61 |
| 11 | 位記・勲章・年金欄            | 62 |
| 12 | 前 科 欄                | 62 |
| 13 | 学 歴 欄                | 63 |
| 14 | 経 歴 欄                | 63 |
| 15 | 資産と収入欄               | 63 |
| 16 | 家族関係欄                | 63 |
| 17 | 免許関係欄                | 64 |
| 18 | 事実関係欄                | 64 |
| 19 | 犯行に対する反省等の有無欄        | 64 |
| 20 | 署名・押印欄               | 65 |
| 21 | 読み聞かせ欄               | 66 |
| 22 | 増減変更の申立て             | 66 |
| 23 | 調書作成の年月日             | 67 |
| 24 | 所属庁の表示・作成者の署名押印      | 67 |

## 第9章 被疑者供述調書の前科記載要領について

|   |                |    |
|---|----------------|----|
| 1 | 前科の記載についての留意事項 | 68 |
| 2 | 前科の記載例         | 68 |

## 第2編 供述調書記載例（窃盗編）

### 第1章 窃盗事件供述調書の基本について

|                |    |
|----------------|----|
| 1 「窃盗」刑法 235 条 | 76 |
| 2 他人の財物        | 76 |
| 3 窃 取          | 77 |
| 4 要 件          | 78 |
| 5 不法領得の意思      | 78 |
| 6 親族相盗例        | 79 |

### 第2章 窃盗事件取調べ事項について

|                          |    |
|--------------------------|----|
| 1 「他人の」に関して              | 80 |
| 2 「財物」に関して               | 80 |
| 3 「窃取」に関して               | 80 |
| 4 「犯意」及び「不法領得の意思」に関して    | 80 |
| 5 「被害者との関係」に関して          | 81 |
| 6 「盗犯等の防止及び処分に関する法律」に関して | 81 |
| 7 「一般犯罪と共通する事項」に関して      | 81 |

### 第3章 窃盗事件に係るその他について

|             |    |
|-------------|----|
| 1 被害者の占有の有無 | 82 |
| 2 判 例       | 83 |
| 3 現金窃盗      | 88 |
| 4 古 銭       | 88 |
| 5 指 紋       | 88 |

### 第4章 万引き事件簡易書式について

|                            |    |
|----------------------------|----|
| 1 万引き専用被害届について             | 90 |
| 2 各捜査書類共通のチェック欄に係る留意事項について | 91 |
| 3 万引き専用被害届の記載要領について        | 91 |
| 4 供述調書（乙の2）の記載要領について       | 95 |
| 5 目撃者からの基本聴取ポイント 15        | 98 |
| 6 添付書類（簡易書式例）の記載要領         | 99 |

## 第5章 乗り物盗事件簡易書式について

|   |                                           |     |
|---|-------------------------------------------|-----|
| 1 | 乗り物盗専用被害届について                             | 115 |
| 2 | 運用要領について                                  | 115 |
| 3 | 作成要領について                                  | 116 |
| 4 | 手口別記載要領について                               | 117 |
| 5 | 自転車盗特例書式について                              | 120 |
| 6 | 「(簡)様式第4号の2」任意提出書・領置調書・仮還付<br>請書(甲の2)について | 121 |
| 7 | 「(簡)様式第5号の2」実況見分調書(甲の2)について               | 122 |
| 8 | 「(簡)様式第6号の2」供述調書(甲の2)について                 | 122 |

## 第6章 具体的記載例について

|       |   |                    |     |
|-------|---|--------------------|-----|
| 記載例1  | 窃 | 盗①(万引き:犯行悪質)〈基本書式〉 | 123 |
| 記載例2  | 窃 | 盗②(万引き)            | 142 |
| 記載例3  | 窃 | 盗③(万引き)            | 151 |
| 記載例4  | 窃 | 盗④(万引き)            | 160 |
| 記載例5  | 窃 | 盗⑤(万引き)            | 166 |
| 記載例6  | 窃 | 盗⑥(万引き)            | 174 |
| 記載例7  | 窃 | 盗⑦(置引き)            | 182 |
| 記載例8  | 窃 | 盗⑧(置引き)            | 188 |
| 記載例9  | 窃 | 盗⑨(仮睡盗)            | 193 |
| 記載例10 | 窃 | 盗⑩(スリ)             | 203 |
| 記載例11 | 窃 | 盗⑪(ひったくり)          | 214 |
| 記載例12 | 窃 | 盗⑫(ひったくり)          | 221 |
| 記載例13 | 窃 | 盗⑬(車上ねらい)          | 231 |
| 記載例14 | 窃 | 盗⑭(車上ねらい)          | 237 |
| 記載例15 | 窃 | 盗⑮(さい銭盗)           | 243 |
| 記載例16 | 窃 | 盗⑯(同居ねらい)          | 250 |
| 記載例17 | 窃 | 盗⑰(色情盗)            | 261 |
| 記載例18 | 窃 | 盗⑱(職権盗)            | 270 |
| 記載例19 | 窃 | 盗⑲(空き巣)            | 279 |
| 記載例20 | 窃 | 盗⑳(空き巣)            | 299 |
| 記載例21 | 窃 | 盗㉑(空き巣)            | 312 |
| 記載例22 | 窃 | 盗㉒(忍込み)            | 321 |
| 記載例23 | 窃 | 盗㉓(忍込み)            | 336 |
| 記載例24 | 窃 | 盗㉔(居空き)            | 345 |
| 記載例25 | 窃 | 盗㉕(事務所荒し)          | 354 |

|       |   |              |     |
|-------|---|--------------|-----|
| 記載例26 | 窃 | 盗26 (事務所荒し)  | 368 |
| 記載例27 | 窃 | 盗27 (金庫破り)   | 377 |
| 記載例28 | 窃 | 盗28 (官公署荒し)  | 387 |
| 記載例29 | 窃 | 盗29 (病院荒し)   | 395 |
| 記載例30 | 窃 | 盗30 (出店荒し)   | 404 |
| 記載例31 | 窃 | 盗31 (自動車)    | 412 |
| 記載例32 | 窃 | 盗32 (オートバイ盗) | 424 |
| 記載例33 | 窃 | 盗33 (自転車盗)   | 433 |
| 記載例34 | 窃 | 盗34 (自転車盗)   | 438 |

## 第7章 クレプトマニア (窃盗症, 盗癖, 病的窃盗) について

|       |                            |     |
|-------|----------------------------|-----|
| 1     | クレプトマニア (窃盗症, 盗癖, 病的窃盗) とは | 441 |
| 2     | 病的窃盗 (クレプトマニア) とは          | 442 |
| 3     | 具体的な供述調書                   | 443 |
| 記載例35 | 窃盗③ (クレプトマニア①)             | 444 |
| 記載例36 | 窃盗③ (クレプトマニア②)             | 448 |
| 記載例37 | 窃盗③ (クレプトマニア③)             | 453 |

# 第3編 供述調書記載例 (住居侵入(建造物侵入)・ピッキング防止法・銃刀法編)

## 第1章 住居侵入事件供述調書について

|               |     |
|---------------|-----|
| 1 はじめに        | 464 |
| 2 住居(建造物)侵入罪  | 464 |
| 3 住居(建造物)不退去罪 | 466 |
| 4 住居侵入罪取調べ事項  | 467 |
| 5 住居侵入罪判例解説   | 468 |
| 記載例38 住居侵入①   | 474 |
| 記載例39 住居侵入②   | 483 |
| 記載例40 住居侵入③   | 492 |

## 第2章 建造物侵入事件供述調書について

|            |     |
|------------|-----|
| 建造物侵入罪解説   | 495 |
| 記載例41 邸宅侵入 | 497 |

## 第3章 特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律違反 (ピッキング防止法違反)について

|                                           |     |
|-------------------------------------------|-----|
| 1 特殊開錠用具の所持の禁止(ピッキング用具等の所持の禁止)            | 502 |
| 2 解説                                      | 503 |
| 3 指定侵入用具の隠匿携帯の禁止(ドライバー、バール等の隠匿携帯の禁止)      | 504 |
| 4 解説                                      | 505 |
| 記載例42 特殊開錠用具の所持の禁止に関する法律違反<br>(ピッキング用具所持) | 507 |
| 記載例43 特殊開錠用具の所持の禁止に関する法律違反<br>(ドライバー携帯)   | 511 |

## 第4章 銃砲刀剣類所持等取締法違反事件供述調書について

|                          |     |
|--------------------------|-----|
| 1 銃砲刀剣類所持等取締法解説          | 516 |
| 2 銃刀法違反取調べ事項             | 518 |
| 3 その他                    | 519 |
| 記載例44 銃砲刀剣類所持等取締法違反①(刃物) | 520 |
| 記載例45 銃砲刀剣類所持等取締法違反②(刃物) | 524 |

|       |                        |     |
|-------|------------------------|-----|
| 記載例46 | 銃砲刀剣類所持等取締法違反③（刀剣類）    | 527 |
| 記載例47 | 銃砲刀剣類所持等取締法違反④（けん銃・実砲） | 531 |

## 第4編 供述調書記載例 (詐欺・遺失物横領・占有離脱物横領・業務上横領・恐喝等編)

### 第1章 詐欺事件供述調書について

|       |           |     |
|-------|-----------|-----|
| 1     | 詐欺罪解説     | 538 |
| 2     | 詐欺罪取調べ事項  | 541 |
| 記載例48 | 詐欺①(無銭飲食) | 542 |
| 記載例49 | 詐欺②(無銭飲食) | 550 |
| 記載例50 | 詐欺③(無賃乗車) | 557 |
| 記載例51 | 詐欺④(無賃乗車) | 562 |
| 記載例52 | 詐欺⑤(寸借詐欺) | 568 |

### 第2章 遺失物横領・占有離脱物横領事件供述調書について

|       |                   |     |
|-------|-------------------|-----|
| 1     | 遺失物横領罪・占有離脱物横領罪解説 | 576 |
| 2     | 窃盗罪との関係           | 577 |
| 3     | 関係判例              | 577 |
| 記載例53 | 遺失物横領①            | 580 |
| 記載例54 | 遺失物横領②            | 588 |
| 記載例55 | 占有離脱物横領①          | 593 |
| 記載例56 | 占有離脱物横領②          | 602 |
| 記載例57 | 占有離脱物横領③          | 613 |
| 記載例58 | 占有離脱物横領④          | 625 |

### 第3章 横領・業務上横領事件供述調書について

|       |             |     |
|-------|-------------|-----|
| 1     | 横領罪解説       | 633 |
| 2     | 調書記載上の注意事項  | 634 |
| 3     | 横領罪取調べ事項    | 635 |
| 記載例59 | 横領(レンタカー横領) | 636 |
| 記載例60 | 業務上横領(着服横領) | 650 |

### 第4章 盗品等に関する事件供述調書について

|       |              |     |
|-------|--------------|-----|
| 1     | 盗品等に関する罪解説   | 654 |
| 2     | 盗品譲受け等の取調べ事項 | 656 |
| 記載例61 | 盗品有償譲受け      | 657 |

第5章 恐喝事件供述調書について

|       |            |     |
|-------|------------|-----|
| 1     | 恐喝罪解説      | 660 |
| 2     | 恐喝罪取調べ事項   | 661 |
| 記載例62 | 恐　　喝（路上共犯） | 663 |

## 第5編 供述調書記載例 (暴行、傷害等・公妨・器物損壊・暴力行為等編)

### 第1章 暴行・傷害・脅迫事件供述調書について

|       |              |     |
|-------|--------------|-----|
| 1     | 暴行罪解説        | 670 |
| 2     | 傷害罪解説        | 671 |
| 3     | 暴行罪・傷害罪取調べ事項 | 673 |
| 4     | 暴行罪・傷害罪捜査    | 673 |
| 5     | 脅迫罪解説        | 679 |
| 6     | 脅迫罪取調べ事項     | 681 |
| 記載例63 | 暴行①          | 682 |
| 記載例64 | 暴行②          | 689 |
| 記載例65 | 暴行③          | 699 |
| 記載例66 | 暴行④          | 702 |
| 記載例67 | 暴行⑤ (相互暴行)   | 706 |
| 記載例68 | 傷害①          | 717 |
| 記載例69 | 傷害②          | 725 |
| 記載例70 | 傷害③          | 735 |
| 記載例71 | 傷害④          | 743 |
| 記載例72 | 傷害⑤          | 748 |
| 記載例73 | 脅迫           | 754 |

### 第2章 公務執行妨害事件供述調書について

|       |              |     |
|-------|--------------|-----|
| 1     | 公務執行妨害罪解説    | 759 |
| 2     | 公務執行妨害罪取調べ事項 | 762 |
| 記載例74 | 公務執行妨害①      | 763 |
| 記載例75 | 公務執行妨害②      | 767 |

### 第3章 器物損壊事件供述調書について

|       |            |     |
|-------|------------|-----|
| 1     | 器物損壊罪解説    | 785 |
| 2     | 器物損壊罪取調べ事項 | 786 |
| 3     | その他        | 787 |
| 記載例76 | 器物損壊①      | 789 |
| 記載例77 | 器物損壊②      | 792 |

## 第4章 暴力行為等処罰に関する法律違反事件供述調書について

|       |                         |     |
|-------|-------------------------|-----|
| 1     | 暴力行為等処罰に関する法律条文（1条）解説   | 798 |
| 2     | 加重傷害罪（1条の2）解説           | 800 |
| 記載例78 | 暴力行為等処罰に関する法律違反①（示凶器脅迫） | 802 |
| 記載例79 | 暴力行為等処罰に関する法律違反②（示凶器脅迫） | 807 |
| 記載例80 | 加重傷害（あいくち使用）            | 821 |

## 第6編 供述調書記載例（軽犯罪法編）

### 第1章 軽犯罪法解説

|                  |     |
|------------------|-----|
| 1 軽犯罪法とは         | 834 |
| 2 法定刑            | 835 |
| 3 刑事手続について注意すること | 835 |
| 4 軽犯罪法1条の構成      | 836 |

### 第2章 軽犯罪法違反事件供述調書（凶器携帯）について

|                     |     |
|---------------------|-----|
| 1 軽犯罪法（凶器を携帯する罪）解説  | 837 |
| 2 参考判例              | 841 |
| 記載例81 軽犯罪法違反（凶器携帯）① | 843 |
| 記載例82 軽犯罪法違反（凶器携帯）② | 847 |
| 記載例83 軽犯罪法違反（凶器携帯）③ | 853 |
| 記載例84 軽犯罪法違反（凶器携帯）④ | 859 |

### 第3章 軽犯罪法違反事件供述調書（侵入具携帯）について

|                      |     |
|----------------------|-----|
| 軽犯罪法（侵入具携帯）解説        | 864 |
| 記載例85 軽犯罪法違反（侵入具携帯）① | 868 |
| 記載例86 軽犯罪法違反（侵入具携帯）② | 873 |

### 第4章 軽犯罪法違反事件供述調書（追隨）について

|                  |     |
|------------------|-----|
| 軽犯罪法（追隨）解説       | 879 |
| 記載例87 軽犯罪法違反（追隨） | 882 |

### 第5章 軽犯罪法違反事件供述調書（業務妨害の罪）について

|                      |     |
|----------------------|-----|
| 軽犯罪法（業務妨害の罪）解説       | 888 |
| 記載例88 軽犯罪法違反（業務妨害の罪） | 891 |

### 第6章 軽犯罪法違反事件供述調書（立入禁止場所等侵入の罪）について

|                           |     |
|---------------------------|-----|
| 軽犯罪法（立入禁止場所等侵入の罪）解説       | 897 |
| 記載例89 軽犯罪法違反（立入禁止場所等侵入の罪） | 900 |

## 第7章 軽犯罪法違反事件供述調書（ビラ貼り）について

|       |                      |     |
|-------|----------------------|-----|
| 1     | 軽犯罪法（ビラ貼り）解説         | 904 |
| 2     | 軽犯罪法違反（1条33号）捜査上の留意点 | 907 |
| 3     | 軽犯罪法違反（1条33号）取調べ事項   | 907 |
| 記載例90 | 軽犯罪法違反（ビラ貼り）①        | 908 |
| 記載例91 | 軽犯罪法違反（ビラ貼り）②        | 913 |

## 第7編 供述調書記載例 (薬物関連罪・わいせつ関連罪編)

### 第1章 覚醒剤取締法違反事件供述調書について

|                         |     |
|-------------------------|-----|
| 1 覚醒剤取締法解説              | 920 |
| 2 覚醒剤取締法違反取調べ事項         | 923 |
| ●記載例92 覚醒剤取締法違反①(使用・所持) | 924 |
| ●記載例93 覚醒剤取締法違反②(使用・所持) | 928 |

### 第2章 大麻取締法違反事件供述調書について

|                     |     |
|---------------------|-----|
| 1 大麻取締法解説           | 932 |
| 2 大麻取締法違反取調べ事項      | 935 |
| ●記載例94 大麻取締法違反①(所持) | 936 |
| ●記載例95 大麻取締法違反②(所持) | 941 |

### 第3章 毒物及び劇物取締法違反事件供述調書について

|                            |     |
|----------------------------|-----|
| 毒物及び劇物取締法解説                | 947 |
| ●記載例96 毒物及び劇物取締法違反(シンナー所持) | 949 |

### 第4章 医薬品医療機器等法違反事件供述調書について

|                                |     |
|--------------------------------|-----|
| 1 医薬品医療機器等法(危険ドラッグに関する部分)解説    | 955 |
| 2 危険ドラッグについて                   | 957 |
| 3 捜査の際の注意点                     | 959 |
| 4 関連事項関係図                      | 961 |
| ●記載例97 医薬品医療機器等法違反(指定薬物の使用・所持) | 962 |

### 第5章 強制わいせつ事件供述調書について

|                   |     |
|-------------------|-----|
| 1 強制わいせつ罪解説       | 967 |
| 2 強制わいせつ罪取調べ事項    | 970 |
| ●記載例98 強制わいせつ(路上) | 971 |

### 第6章 公然わいせつ事件供述調書について

|             |     |
|-------------|-----|
| 1 公然わいせつ罪解説 | 977 |
|-------------|-----|

|              |     |
|--------------|-----|
| 2 捜査上の留意事項   | 978 |
| 記載例99 公然わいせつ | 979 |

## 第7章 児童福祉法違反事件供述調書について

|                         |     |
|-------------------------|-----|
| 1 児童福祉法解説               | 995 |
| 2 児童福祉法違反（34条1項6号）取調べ事項 | 997 |
| 記載例100 児童福祉法違反（児童淫行）    | 998 |

## 第8編 供述調書記載例（その他）

### 第1章 出入国管理及び難民認定法違反事件供述調書について

|                             |      |
|-----------------------------|------|
| 1 出入国管理及び難民認定法解説            | 1016 |
| 2 出入国管理制度及び在留管理制度           | 1017 |
| 3 主な違反態様                    | 1018 |
| 4 供述調書の作成要領                 | 1019 |
| 記載例101 出入国管理及び難民認定法違反（不法残留） | 1020 |

### 第2章 めい規法（酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律）違反について

|                |      |
|----------------|------|
| 1 めい規法解説       | 1024 |
| 2 取締り上の留意点     | 1026 |
| 記載例102 めい規法違反① | 1028 |
| 記載例103 めい規法違反② | 1035 |
| 記載例104 めい規法違反③ | 1043 |

### 第3章 迷惑防止条例（東京都）違反事件供述調書（卑わい行為）について

|                              |      |
|------------------------------|------|
| 1 はじめに                       | 1050 |
| 2 卑わいな言動について                 | 1051 |
| 3 捜査上の問題点                    | 1054 |
| 4 供述調書作成上の留意点                | 1055 |
| 5 否認事件捜査上の留意点                | 1057 |
| 6 関連判例                       | 1062 |
| 記載例105 迷惑防止条例（東京都）違反①（卑わい行為） | 1068 |
| 記載例106 迷惑防止条例（東京都）違反②（卑わい行為） | 1075 |
| 記載例107 迷惑防止条例（東京都）違反③（卑わい行為） | 1088 |

### 第4章 迷惑防止条例（東京都）違反事件供述調書（盗撮）について

|                                 |      |
|---------------------------------|------|
| 1 はじめに                          | 1093 |
| 2 盗撮の共犯者の罰則適用について               | 1095 |
| 3 関連判例                          | 1095 |
| 記載例108 迷惑防止条例（東京都）違反①（盗撮：被害者不明） | 1097 |
| 記載例109 迷惑防止条例（東京都）違反②（盗撮未遂）     | 1105 |

|        |                    |      |
|--------|--------------------|------|
| 記載例110 | 迷惑防止条例（東京都）違反③（盗撮） | 1111 |
|--------|--------------------|------|

## 第5章 迷惑防止条例（東京都）違反事件供述調書（客引き）について

|        |                     |      |
|--------|---------------------|------|
| 1      | はじめに                | 1118 |
| 2      | 7条1項の規定の趣旨，用語の意味    | 1120 |
| 記載例111 | 迷惑防止条例（東京都）違反（客引き）① | 1131 |
| 記載例112 | 迷惑防止条例（東京都）違反（客引き）② | 1136 |

## 第6章 迷惑防止条例（東京都）違反事件供述調書（ピンクビラの配布と所持）について

|        |                        |      |
|--------|------------------------|------|
| 1      | はじめに                   | 1140 |
| 2      | 7条の2第1項の規定の趣旨，用語の意味    | 1141 |
| 3      | 行為目的のある所持              | 1146 |
| 4      | 7条の2第2項の規定の趣旨，用語の意味    | 1147 |
| 記載例113 | 迷惑防止条例（東京都）違反（ピンクビラ掲示） | 1149 |
| 記載例114 | 迷惑防止条例（東京都）違反（ピンクビラ所持） | 1161 |

## 取調コラム

|       |                                             |      |
|-------|---------------------------------------------|------|
| コラム1  | 「ラポール」について                                  | 202  |
| コラム2  | 「ミラーリング」について                                | 207  |
| コラム3  | 「ペーシング」について                                 | 210  |
| コラム4  | 「キャリブレーション」について                             | 249  |
| コラム5  | 「バックトラッキング」について                             | 311  |
| コラム6  | 「記憶の過程と取調べ」について                             | 360  |
| コラム7  | 「親族間の犯罪に関する特例」について                          | 367  |
| コラム8  | 「記録段階における記憶の正確性,<br>完全性に影響を及ぼす要因」について       | 461  |
| コラム9  | 「挨拶と初期の会話」について                              | 491  |
| コラム10 | 「取調べにおけるルール等の説明」について                        | 510  |
| コラム11 | 「保持段階における記憶の正確性,<br>完全性に影響を及ぼす要因」について       | 549  |
| コラム12 | 「想起段階における工夫における記憶の正確性,<br>完全性に影響を及ぼす要因」について | 595  |
| コラム13 | 「想起への集中を高める手法」について                          | 601  |
| コラム14 | 「被疑者取調べにおける虚偽自白」について                        | 696  |
| コラム15 | 「話を聴く姿勢」について                                | 701  |
| コラム16 | 「記憶を喚起させるための手法」について                         | 776  |
| コラム17 | 「共感的理解に基づく取調べ」について                          | 791  |
| コラム18 | 「探偵業における尾行と軽犯罪法」について                        | 867  |
| コラム19 | 「取調べにおける質問方法」について                           | 909  |
| コラム20 | 「聴取の基本」について                                 | 927  |
| コラム21 | 「自由再生質問」について                                | 954  |
| コラム22 | 「焦点化質問とはい・いいえ質問」について                        | 983  |
| コラム23 | 「選択式質問」について                                 | 986  |
| コラム24 | 「質問方法以外の工夫」について                             | 1027 |
| コラム25 | 「話の要約」について                                  | 1067 |
| コラム26 | 「取調べの際の留意事項」について                            | 1096 |
| コラム27 | 「一通り供述させた後の確認段階」について                        | 1104 |
| コラム28 | 「手持ちの証拠等と矛盾する事項についての確認」について                 | 1130 |
| コラム29 | 「捜査上、聴取が必要と考える事項についての確認」について                | 1133 |
| コラム30 | 「取調べの留意事項」について                              | 1139 |
| コラム31 | 「被疑者の迎合」について                                | 1160 |
| コラム32 | 「共犯事件の取調べ」について                              | 1165 |

地域・刑事実務研究会顧問略歴等 ..... 1166

# 第 1 編

## 供述調書記載要領

- 第 1 章 基本の在り方について
- 第 2 章 取調べの留意事項について
- 第 3 章 供述調書作成上の留意事項について
- 第 4 章 被疑者供述調書作成上の留意事項について
- 第 5 章 被疑者供述調書記載要領について
- 第 6 章 参考人供述調書記載要領について
- 第 7 章 特殊な供述調書記載要領について
- 第 8 章 被疑者供述調書記載事項について
- 第 9 章 被疑者供述調書の前科記載要領について

## 第 1 章 | 基本の在り方について

### 1 捜査の基本

捜査公判の手続は、刑事訴訟法に定められている。

刑事訴訟法第 1 条には、

この法律は、刑事事件につき、公共の福祉の維持と個人の基本的  
人権の保障を全うしつつ、事案の真相を明らかにし、刑  
罰法令を適正かつ迅速に適用実現することを目的とする。

とあるように、捜査官は、実体的真実の発見に努め、真相の解明を  
追い求めなければならないが、一方、被疑者の人権保障をおろそか  
にしてはならず、この相対する刑事訴訟法の目的を、どちらかに偏  
ることなく、バランス感覚をもって、捜査を行わなければならない  
こととなる。

### 2 実体的真実の発見（事案の真相解明）

捜査官は、犯人を発見・確保し証拠を収集・保全することにより、  
事案の真相を解明する。

捜査官が収集する証拠には、凶器、被害品、防犯カメラ映像、携  
帯電話の発着信履歴などの客観証拠、被疑者や被害者、目撃者など  
から聴取して作成する供述証拠がある。

警察官（司法警察職員）は、事件を認知したら、必要な証拠の収  
集を行って犯人を検挙し、事件を検察庁に送致（送付）する。そし  
て事件を受理した検察官が、その事件の処理を行う際に、最も注意  
する重要確認事項が「犯人性」である。

つまり、無実の人を罰することは、重大な人権侵害であるから、  
検察官が慎重に証拠を吟味し、犯人性を確認するのである。

◀これは事件処理しよ  
うとする被疑者が真  
犯人かどうかという  
ことである。

## 第 2 編

# 供述調書記載例(窃盗編)

- 第 1 章 窃盗事件供述調書の基本について
- 第 2 章 窃盗事件取調べ事項について
- 第 3 章 窃盗事件に係るその他について
- 第 4 章 万引き事件簡易書式について
- 第 5 章 乗り物盗事件簡易書式について
- 第 6 章 具体的記載例について
- 第 7 章 クレプトマニア（窃盗症，盗癖，病的窃盗）について

## 第 1 章

## 窃盗事件供述調書の基本について

## 1 「窃盗」刑法 235 条

窃盗については、刑法 235 条に、

「他人の財物を窃取した者は、窃盗の罪とし、10 年以下の懲役  
又は 50 万円以下の罰金に処する」

◀窃盗とは、条文によれば「他人の財物」を窃取することである。

と規定されている。

「他人の財物を窃取した者」が犯罪構成要件事実の規定であり、  
「10 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する」が窃盗の罪  
に対する刑罰規定である。

このように刑法は、犯罪と刑罰との関係を各本条で規定している。

## 2 他人の財物

判例は、

「刑法上の占有は人が物を実力的に支配する関係であつて、その支配の態様は物の形状その他の具体的事情によつて様でないが、必ずしも物の現実の所持又は監視を必要とするものではなく、物が占有者の支配力の及ぶ場所に存在するのを以て足りると解すべきである。しかして、その物がなお占有者の支配内にあるというを得るか否かは通常人ならば何人も首肯するであろうところの社会通念によつて決するの外はない。」としている。

◀「他人の財物」とは、他人の占有する財物である。

したがって財物を所有していなくてもまた現実に握持していなくてもよい。

◀最判昭 32・11・8  
刑集 11・12・3061  
参照。

## 第 3 編

# 供述調書記載例(住居侵入(建造物侵入)・ピッキング防止法・銃刀法編)

- 第 1 章 住居侵入事件供述調書について
- 第 2 章 建造物侵入事件供述調書について
- 第 3 章 特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律違反  
(ピッキング防止法違反) について
- 第 4 章 銃砲刀剣類所持等取締法違反事件供述調書について

## 第 1 章 | 住居侵入事件供述調書について

### 1 はじめに

住居侵入については、刑法 130 条に、

「正当な理由がないのに、人の住居若しくは人の看守する邸宅、建造物若しくは艦船に侵入し、又は要求を受けたにもかかわらずこれらの場所から退去しなかった者は、3 年以下の懲役又は 10 万円以下の罰金に処する。」

と規定されている。

未遂も処罰される（刑法 132 条）。

### 2 住居（建造物）侵入罪

#### (1) 正当な理由がないのに

「正当な理由がないのに」とは、「不法に」とか「正当の理由がなく」という意味である。

住居侵入の目的が違法なときは、多くの場合、それが侵入行為を違法にし、その内容、例えば、「わいせつの目的」や「金員窃取の目的」等が、「正当な理由がないのに」の具体的内容となる。

←令状に基づいて検証したり、居住者の任意の承諾がある場合など正当な理由があれば、住居侵入は成立しない。

#### (2) 人の住居

「人の住居」とは、人の起臥飲食のため、日常使用される場所のことである。

# 第 4 編

## 供述調書記載例(詐欺・遺失物横領・占有離脱物横領・業務上横領・恐喝等編)

- 第 1 章 詐欺事件供述調書について
- 第 2 章 遺失物横領・占有離脱物横領事件供述調書について
- 第 3 章 横領・業務上横領事件供述調書について
- 第 4 章 盗品等に関する事件供述調書について
- 第 5 章 恐喝事件供述調書について

## 第 1 章

## 詐欺事件供述調書について

## 1 詐欺罪解説

詐欺については、刑法 246 条 1 項に、

「人を欺いて財物を交付させた者は、10 年以下の懲役に処する。」

同条 2 項に、

「前項の方法により、財産上不法の利益を得、又は他人にこれを得させた者も、同項と同様とする。」

と規定されている。

## (1) 人を欺くこと

「欺いて」とは、**虚偽の意思表示によって、他人を錯誤に陥れること**をいう。

将来の事実に関するものでも、自己の現在的意思、状態に反していれば、これに当たる。

積極的に嘘を言っただます場合と、すでにだまされている状態を利用する場合がある。

代金支払いの見込みも意思もないのに、商品買受けの注文するのは、作為による欺罔行為と解すべきで、告知義務の有無を論ずる必要がないが、単純な事実を黙秘することによって人を錯誤に陥れた場合のように不作為の場合は、事実を告知する法律上の義務がなければ欺くとはいえない。

要は、言辞でも、動作、態度で行ってもかまわないのである。

◀大判大 6・12・24  
刑録 23・1621 参照。

◀最決昭 43・6・6  
刑集 22・6・434 参照。

◀大判大 6・11・29  
刑録 23・1449 参照。

# 第 5 編

## 供述調書記載例(暴行,傷害等・ 公妨・器物損壊・暴力行為等編)

- 第 1 章 暴行・傷害・脅迫事件供述調書について
- 第 2 章 公務執行妨害事件供述調書について
- 第 3 章 器物損壊事件供述調書について
- 第 4 章 暴力行為等処罰に関する法律違反事件  
供述調書について

## 第 1 章

## 暴行・傷害・脅迫事件供述調書について

## 1 暴行罪解説

暴行については、刑法 208 条に、

「暴行を加えた者が人を傷害するに至らなかったときは、2 年以下の懲役若しくは 30 万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。」

と規定されている。

## (1) 暴 行

暴行罪の暴行とは、人の身体に対する「不法な有形力の行使」である。

人の顔を手拳で殴り付けたり、人の足を蹴り付けたりすることが典型的な例である。

判例は、人の身体に対する不法な攻撃方法の一切をいい、その性質上、傷害の結果を惹起すべきものであることを要しないとしており、**直接暴行でなく、間接暴行も含み**、たとえ人に当たらなくても人に向かって石を投げたり、棒を振り下ろす行為や、人の毛髪、顎鬚を不法に裁断剃去する行為、狭い 4 畳半の室内で被害者を脅かすために日本刀の抜き身を振り回す行為、被害者の身边で大太鼓・鉦などを連打し、頭脳の感覚を鈍らせたり、意識朦朧たる気分を与え、又は脳貧血を起こさせる程度に達せしめたるときは、いずれも暴行に当たるとしている。

←大判昭 8・4・15  
刑集 12・427 参照。

←大判明 45・6・20  
刑録 18・896 参照。

←最決昭 39・1・28  
刑集 18・1・15 参照。

←最判昭 29・8・20  
刑集 8・8・1277 参照。

# 第 6 編

## 供述調書記載例(軽犯罪法編)

- 第 1 章 軽犯罪法解説
- 第 2 章 軽犯罪法違反事件供述調書(凶器携帯)について
- 第 3 章 軽犯罪法違反事件供述調書(侵入具携帯)について
- 第 4 章 軽犯罪法違反事件供述調書(追隨)について
- 第 5 章 軽犯罪法違反事件供述調書(業務妨害の罪)について
- 第 6 章 軽犯罪法違反事件供述調書(立入禁止場所等侵入の罪)  
について
- 第 7 章 軽犯罪法違反事件供述調書(ビラ貼り)について

## 第1章 | 軽犯罪法解説

### 1 軽犯罪法とは

軽犯罪法は、国民の日常生活における道徳などに反する比較的軽微な犯罪と、これに対する刑罰を類型的に規定した刑事実体法である。

軽犯罪法に規定される犯罪は、刑法犯の予備的行為や未遂犯の行為がその大きな部分を占めている。

すなわち、刑法が具体的危険性のある行為を処罰の対象としているのに対し、軽犯罪法は、抽象的危険にとどまる行為を処罰の対象としているのである。

これら軽犯罪法の対象となる事柄は、いずれも社会的非難の程度が比較的軽微なものである。

そのようなことから、軽犯罪法の違反行為を認知した場合に、直ちにすべてを立件すべきというのではなく、反復性や動機の悪質性、社会的非難の程度などを考慮し、現場においても、このような趣旨を理解した上で、実効的かつ謙抑的な法の適用を心がける必要がある。

◀このような軽微な違反行為にあえて処罰規定を設けているというのは、このような規定を設けることで、国民の社会的倫理観を向上させるという意図の一面もあると言われている。

# 第 7 編

## 供述調書記載例(薬物関連 罪・わいせつ関連罪編)

- 第 1 章 覚醒剤取締法違反事件供述調書について
- 第 2 章 大麻取締法違反事件供述調書について
- 第 3 章 毒物及び劇物取締法違反事件供述調書に  
ついて
- 第 4 章 医薬品医療機器等法違反事件供述調書に  
ついて
- 第 5 章 強制わいせつ事件供述調書について
- 第 6 章 公然わいせつ事件供述調書について
- 第 7 章 児童福祉法違反事件供述調書について

## 第 1 章

## 覚醒剤取締法違反事件供述調書について

## 1 覚醒剤取締法解説

←覚醒剤の文字がすべて漢字になった事に注意されたい。

覚醒剤取締法 14 条（所持の禁止）、19 条（使用の禁止）に規定されている。

## 「条文 第 14 条（所持の禁止）」

覚醒剤製造業者、覚醒剤施用機関の開設者及び管理者、覚醒剤施用機関において診療に従事する医師、覚醒剤研究者並びに覚醒剤施用機関において診療に従事する医師又は覚醒剤研究者から施用のため交付を受けた者のほかは、何人も、覚醒剤を所持してはならない。

## 「罰則 第 41 条の 2」

- 1 覚醒剤を、みだりに、所持し、譲り渡し、又は譲り受けた者（第 42 条第 5 号に該当する者を除く。）は、10 年以下の懲役に処する。
- 2 営利の目的で前項の罪を犯した者は、1 年以上の有期懲役に処し、又は情状により 1 年以上の有期懲役及び 500 万円以下の罰金に処する。
- 3 前 2 項の未遂罪は、罰する。

## 「条文 第 19 条（使用の禁止）」

次に掲げる場合のほかは、何人も、覚醒剤を使用してはならない。

## 「罰則 第 41 条の 3」

- 次の各号の一に該当する者は、10 年以下の懲役に処する。
- 一 第 19 条（使用の禁止）の規定に違反した者

# 第 8 編

## 供述調書記載例(その他)

- 第 1 章 出入国管理及び難民認定法違反事件供述調書について
- 第 2 章 めい規法（酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律）違反について
- 第 3 章 迷惑防止条例（東京都）違反事件供述調書（卑わい行為）について
- 第 4 章 迷惑防止条例（東京都）違反事件供述調書（盗撮）について
- 第 5 章 迷惑防止条例（東京都）違反事件供述調書（客引き）について
- 第 6 章 迷惑防止条例（東京都）違反事件供述調書（ピンクビラの配布と所持）について

## 第1章

## 出入国管理及び難民認定法違反事件供述調書について

## 1 出入国管理及び難民認定法解説

## (1) 目 的

入管法は、我が国の出入国管理の基本を定めた法律で、本邦に入学し、又は出国するすべての人の出入国の公正な管理を図るとともに、難民の認定手続を整備することを目的としている。

◀法務省の外局である出入国在留管理庁は、これを基本としている。

同法による出入国管理は、日本人、外国人のすべてに適用されるが、国際法や条約によって適用が除外される場合がある。

◀在日米軍の軍人、軍属等。

## (2) 出入国管理の手続

外国人が、我が国の領土に入る（上陸）には、特別の規定がある場合を除き、有効な旅券【注1】で日本国領事官等の査証【注2】を受けたものを所持すること（国家間で査証免除の取決めをしている場合、再入国許可を受けている場合及び難民旅行証明書の交付を受けている場合を除く。）が必要であり、上陸に際しては、入国審査官の審査を受けなければならない（3条、6条、7条、70条）。

外国人は、上陸許可等の際に付与された在留資格で在留するものとされ、また、更新又は変更を受けずに在留期間を超えて在留してはならない（2条の2、70条）。

さらに、我が国から出国する外国人及び日本人は、入国審査官から、有効な旅券に出国の確認を受けなければならない（25条、60条、71条）。

★本書の無断複製（コピー）は、著作権法上での例外を除き、禁じられています。  
また、代行業者等に依頼してスキャンやデジタルデータ化を行うことは、たとえ個人や家庭内の利用を目的とする場合であっても、著作権法違反となります。

**部内用**

## 供述調書作成実務必携〔第2版〕

～地域警察官から刑事警察官まで～

---

令和3年2月15日 第1刷発行

令和6年4月15日 第2刷発行

編 者 地域・刑事実務研究会

発 行 者 橘 茂 雄

発 行 所 立 花 書 房

東京都千代田区神田小川町3-28-2

電話 03-3291-1561（代表）

FAX 03-3233-2871

<https://tachibanashobo.co.jp>

---

平成26年11月1日初版発行

©2021 地域・刑事実務研究会 印刷／文唱堂印刷 製本／東京美術紙工  
落丁・乱丁の際は本社でお取替いたします。